

訪問看護利用料金表（医療保険）

R6年6月1日現在

医療保険		基本療養費の額	基本利用料（利用者負担金）		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ (1日につき)*1	週3日目まで *2-1	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降 *2-2	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	専門の研修を受けた看護師による場合*3	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
基本療養費Ⅱ (1日につき)*4	週3日目まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
	専門の研修を受けた看護師による場合*3	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
基本療養費Ⅲ(1日につき)*5		8,500円	850円	1,700円	2,550円
管理療養費1(1日につき)	1日目	7,670円	767円	1,534円	2,301円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算(在宅療養支援診療所・病院の指示の下、緊急訪問1日につき)		2,650円	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算 月15日目以降 緊急訪問1日につき		2,000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算 *6		5,200円	520円	1,040円	1,560円
24時間対応体制加算 イ(月1回)業務の負担軽減をしている		6,800円	680円	1,360円	2,040円
24時間対応体制加算 ロ(月1回)上記以外		6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算 (月1回)	*7	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の方	2,500円	250円	500円	750円
夜間・早朝加算(6時～8時・18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算(特別管理加算の対象者は退院時共同指導加算に上乗せ)		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
長時間退院支援指導加算 *8		8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
複数名訪問看護加算 (週1回)	看護師、作業療法士等	4,500円	450円	900円	1,350円
	看護補助者	3,000円	300円	600円	900円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
乳幼児加算 1日につき		1,300円	130円	260円	390円
乳幼児加算 1日につき ①超重症児又は準超重症児 ②別表7に該当 ③別表8に該当		1,800円	180円	360円	540円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
ターミナルケア療養費 *9		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護情報提供療養費(月1回)*10		1,500円	150円	300円	450円

- *1 一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費
- *2 精神科訪問看護の場合、医師の指示により30分未満の訪問看護を実施した場合 2-1は4,250円 2-2は5,100円
- *3 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修、特定行為研修(創傷管理関連)を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションなどの看護師と共同して同一日に指定訪問看護を行った場合 1回を限度として算定
- *4 同一建物居住者に対し、一日に3人以上の訪問看護を実施した場合
- *5 入院中で在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対しその者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合
- *6 ①15歳未満の超重症児又は準超重症児、15歳未満の小児であって特別管理加算の対象者②特別管理加算の対象者③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者 ①にあつては週3日算定可能
- *7 ①在宅悪性腫瘍指導管理②在宅気管切開患者指導管理③気管カニューレを使用している状態④留置カテーテルを使用している状態
- *8 90分を超えた場合、および複数回の退院指導の合計が90分を超えた場合
- *9 主治医との連携のもと、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合(24時間以内の在宅以外での死亡を含む)
- *10 市町村、義務教育・高等学校等(大学除く)諸学校からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供 保険医療機関の入院・入所にあたり、主治医への訪問看護に係る情報提供